

藤沢市職員定数条例の一部改正について
藤沢市職員定数条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市職員定数条例の一部を改正する条例
藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,052人」を「2,058人」に、「808人」を「817人」に、「230人」を「234人」に、「443人」を「453人」に、「3,571人」を「3,600人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政需要の増加に対応し、及び既存の業務を見直すこと等に伴い、職員定数を改める必要による